

# 協和トピックス

## 第 2 1 号

平成 2 2 年 4 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 8 号

TEL03-3241-4978(代) FAX03-3246-0068

E-mail : office@cpakyowa.co.jp

今回のテーマは、平成 2 2 年度税制改正です。皆様方にとって関心が高い事項として、所得税や贈与税等に改正が行われました。なお、適用される年度等が重要ですので、ご注意下さい。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

### I. 相続税法と贈与税

#### 1. 住宅取得等資金の贈与税の非課税

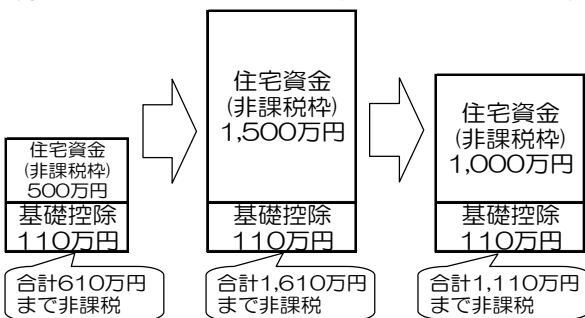
住宅取得・改築等の資金の贈与について、贈与税の非課税枠が引き上げられ、平成 2 2 年は 1,500 万円、2 3 年は 1,000 万円 となりました。

##### ① 暦年課税の場合

平成 2 2 年は、従来の 500 万円の非課税枠と、1,500 万円の非課税枠とのいずれかを選択することができます。

(受贈者の合計所得金額が 2,000 万円超の場合、平成 2 2 年において、500 万円の非課税枠しか適用できません。)

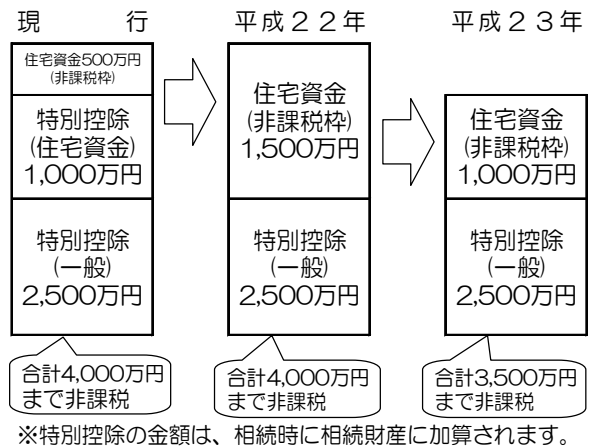
現 行                  平成 2 2 年                  平成 2 3 年



ただし、1,500 万円、1,000 万円の非課税枠の適用を受けるには、受贈者の贈与を受けた年分の合計所得金額が 2,000 万円以下であることが必要です。

##### ② 相続時精算課税の場合

相続時精算課税では、1,000 万円の特別控除枠が廃止される代わりに、非課税枠が同額拡大されました。



※特別控除の金額は、相続時に相続財産に加算されます。

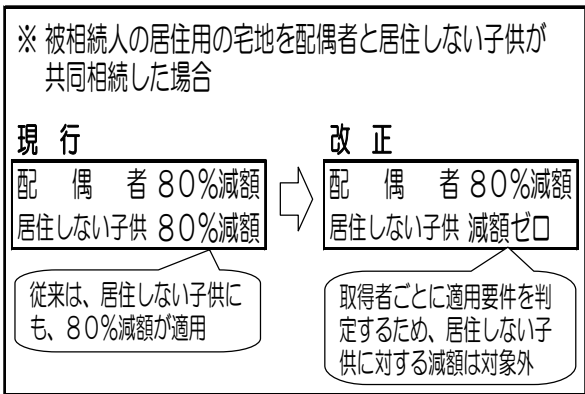
#### 2. 小規模宅地等の特例制度の見直し

平成 2 2 年 4 月 1 日以後開始した相続等について、小規模宅地等の軽減措置の見直しがされました。

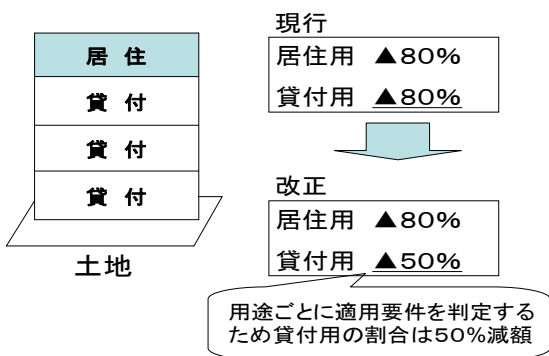
① 相続人等が相続税の申告期限までに事業又は居住を継続しない宅地等について、現行 50% の減額割合が廃止され、減額されないこととなりました。

用途	相続後	面積上限	軽減割合	
事業用	事業継続	400㎡	△80%	
	賃貸用	200㎡	△50%	
	非継続	200㎡	△50%	← 廃止
居住用	居住継続	240㎡	△80%	
	非継続	200㎡	△50%	← 廃止

② 1 つの宅地等について共同で相続があった場合には、取得者ごとに適用要件を判定します。



③ 1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等については、用途ごとに按分して、軽減割合を計算します。



④ 特定居住用宅地等については、主として居住の用に供されている宅地等に限られることが明確化されました。

## II. 法人税

### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

平成22年4月1日以後終了する事業年度から、特殊支配同族会社が業務主宰役員に対して支給する給与の一部損金不算入制度が廃止されました。

### 2. グループ税制の導入

平成22年10月1日以降の取引から、100%の株式を所有する会社等のグループ内法人に対して、グループ税制が導入されました。

<b>協和監査法人</b>	<b>税理士法人 協和会計事務所</b>	<b>株式会社協和ビジネスコンサルティング</b>
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”

### ① 譲渡損益の繰り延べ

グループ内の取引により生じる譲渡損益のうち、棚卸資産と簿価1,000万円未満の資産等以外の譲渡損益について、グループ外に移転するまで計上が繰り延べられます。

### ② 寄附の取扱い

グループ法人間の寄附については、支出法人において全額損金不算入とされるとともに、受領法人においても全額益金不算入とされます。

## III. 個人所得税

### 1. 15歳以下の(年少)扶養控除を廃止

現行	改正	適用開始
所得税 38万円	ゼロ	平成23年分~
住民税 33万円	ゼロ	平成24年度分~

### 2. 特定扶養控除の縮小

現行	改正	適用開始
所得税 63万円	38万円	平成23年分~
住民税 45万円	33万円	平成24年度分~

### まとめ

